

★現物支給（通勤定期券）があるときは？★

(ケース)

- ・6ヶ月分の通勤定期券（現物）が支給されたとき

()は支払基礎日数	基本給	通勤定期券(6ヶ月)	通勤定期券(1ヶ月)	残業手当	合計
4月 (30)	243,000	39,000	6,500 (39,000÷6)	30,400	279,900
5月 (16)	130,000	0	6,500 (39,000÷6)	29,800	-
6月 (30)	243,000	0	6,500 (39,000÷6)	31,000	280,500
				総額	560,400
				平均額	280,200

(算定基礎届の記入)

記入例 ※記入箇所は青色の部分です。

㉗ 被保険者番号		㉘ 被保険者の氏名		㉙ 生年月日	㉚ 性別	㉛ 従前の標準報酬月額		㉜ 従前の改定月・原因
報 酬 月 額						㉝ 3ヶ月の総計	㉞ 適用年月	㉟ 〔 過及支給額 界(除)指差の月額 界(除)指月 〕
㉠ 算定対象月の期間 支払基礎日数	㉡ 通貨による ものの額	㉢ 現物による ものの額	㉣ 合計		㉤ 平均額	㉥ 修正平均額	㉦ 決定後の標準報酬月額	
厚 健 124	大阪 一郎		5.29.7.15	男	従前 240 千円	年 9 月		
4月 30日	273,400 円	6,500 円	279,900 円		総計 560,400 円	修正平均	円	
5月 16日	130,000 円	6,500 円	- 円		平均 280,200 円	備考		
6月 31日	274,000 円	6,500 円	280,500 円		決定 280 千円	現物によるものの額は、通勤定期券 1ヶ月あたりの金額		

(説明)

- ・一度に複数月分の通勤定期券が支給されたときは、平均して1ヶ月当たりの金額を「㉢現物によるものの額」に記入してください。一度に通勤手当のように通貨として支給されたときは、同様に平均して、「㉡通貨によるものの額」に記入します。
- ・このケースでは、5月の「㉣支払基礎日数」が17日以上ないので、2ヶ月の「㉤平均額」により、「㉦決定後の標準報酬月額」を決定します。
- ・「㉦決定後の標準報酬月額」=280千円（21等級）
- ・このケースでは、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じていますが、5月の支払基礎日数が17日未満であること、固定賃金の変動がないことから（随時改定=月額変更届）には該当しません。